

令和5年3月1日

令和5年第3回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

- 議案第14号 選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第15号 選挙人名簿に登録する者について
- 議案第16号 福岡県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
- 議案第17号 福岡市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
- 議案第18号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について
- 議案第19号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

2 その他

今後の委員会開催予定日時について

- ・令和5年 3月30日（木）午前10時00分～
- ・令和5年 3月31日（金）午後 5時30分～
- ・令和5年 4月 6日（木）午後 6時00分～
- ・令和5年 4月 9日（日）午前10時00分～

議案第14号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年3月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 死亡により抹消する者の数
117人
- 2 市外へ転出後4箇月を経過したことにより抹消する者の数
520人
- 3 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 4 抹消年月日
令和5年3月1日

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

議案第15号

選挙人名簿に登録する者について

令和5年3月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和5年3月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 登録する者の数
2,066人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和5年3月1日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第22条第3項の規定による。

南区
選挙人名簿登録者数調

投票区	令和5年2月20日			抹消									移替						新規登録者数	年月日までの補正登録			令和5年3月1日			在外選挙人登録者数													
	登録者数			死亡			転出			在外選挙人名簿に登録移転			抹消者計			登録				抹消			登録者数			新規登録者数		移転登録者数		抹消者数		登録者数							
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計					
1 大楠西	2,421	3,256	5,677	0	1	1	13	15	28	0	0	0	13	16	29	1	2	3	6	7	13	57	47	104	0	0	0	2,460	3,282	5,742									
2 大楠東	2,000	2,250	4,250	0	1	1	9	5	14	0	0	0	9	6	15	2	6	8	3	9	12	22	24	46	0	0	0	2,012	2,265	4,277									
3 西高宮	2,957	3,528	6,485	2	1	3	9	8	17	0	0	0	11	9	20	4	3	7	5	4	9	30	37	67	0	0	0	2,975	3,555	6,530									
4 長丘	3,863	4,652	8,515	2	5	7	5	8	13	0	0	0	7	13	20	6	6	12	5	5	10	35	40	75	0	0	0	3,892	4,680	8,572									
5 長住	3,146	3,996	7,142	3	3	6	4	4	8	0	0	0	7	7	14	3	3	6	2	4	6	9	21	30	0	0	0	3,149	4,009	7,158									
6 西長住	1,454	1,756	3,210	1	1	2	0	1	1	0	0	0	1	2	3	1	1	2	1	0	1	13	6	19	0	0	0	1,466	1,761	3,227									
7 西花畑	2,846	3,249	6,095	3	1	4	0	5	5	0	0	0	3	6	9	3	2	5	1	3	4	24	19	43	0	0	0	2,869	3,261	6,130									
8 皿山	1,908	2,247	4,155	3	3	6	1	1	2	0	0	0	4	4	8	1	3	4	0	2	2	11	11	22	0	0	0	1,916	2,255	4,171									
9 花畑第一	2,987	3,450	6,437	1	1	2	5	4	9	0	0	0	6	5	11	1	2	3	2	2	4	21	23	44	0	0	0	3,001	3,468	6,469									
10 花畑第二	1,732	2,040	3,772	1	2	3	3	2	5	0	0	0	4	4	8	1	1	2	0	2	2	16	9	25	0	0	0	1,745	2,044	3,789									
11 柏原	3,515	3,987	7,502	0	3	3	4	9	13	0	0	0	4	12	16	3	3	6	3	1	4	20	33	53	0	0	0	3,531	4,010	7,541									
12 東花畑	2,339	2,741	5,080	1	5	6	6	5	11	0	0	0	7	10	17	0	0	0	1	2	3	14	12	26	0	0	0	2,345	2,741	5,086									
13 野多目	4,281	5,124	9,405	3	4	7	3	9	12	0	0	0	6	13	19	7	3	10	3	3	6	41	33	74	0	0	0	4,320	5,144	9,464									
14 三宅第一	3,413	3,826	7,239	2	0	2	9	8	17	0	0	0	11	8	19	10	12	22	6	5	11	33	33	66	0	0	0	3,439	3,858	7,297									
15 三宅第二	3,343	4,317	7,660	0	1	1	15	11	26	0	0	0	15	12	27	10	21	31	11	8	19	48	61	109	0	0	0	3,375	4,379	7,754									
16 筑紫丘第一	2,522	2,992	5,514	2	1	3	9	8	17	0	0	0	11	9	20	2	2	4	1	8	9	28	26	54	0	0	0	2,540	3,003	5,543									
17 筑紫丘第二	1,181	1,391	2,572	0	1	1	2	1	3	0	0	0	2	2	4	2	0	2	0	0	0	8	9	17	0	0	0	1,189	1,398	2,587									
18 東若久	2,948	3,315	6,263	4	3	7	2	5	7	0	0	0	6	8	14	5	7	12	2	1	3	28	16	44	0	0	0	2,973	3,329	6,302									
19 若久	3,524	4,396	7,920	2	1	3	15	8	23	0	0	0	17	9	26	3	2	5	3	3	6	33	39	72	0	0	0	3,540	4,425	7,965									
20 玉川第一	3,699	5,018	8,717	3	0	3	17	20	37	0	0	0	20	20	40	8	14	22	4	6	10	57	61	118	0	0	0	3,740	5,067	8,807									
21 玉川第二	1,786	2,357	4,143	0	0	0	8	12	20	0	0	0	8	12	20	1	0	1	3	3	6	26	32	58	0	0	0	1,802	2,374	4,176	0	0	0	0	0	0	48	85	133
22 玉川第三	3,192	3,518	6,710	0	2	2	8	11	19	0	0	0	8	13	21	7	11	18	5	5	10	34	39	73	0	0	0	3,220	3,550	6,770	※玉川第二を指定在外選挙投票区に指定 （法30条の3②） （福岡県第2区の選挙区に属する区域）								
23 塩原	3,238	3,913	7,151	1	3	4	18	16	34	0	0	0	19	19	38	7	10	17	2	4	6	38	53	91	0	0	0	3,262	3,953	7,215									
24 宮竹第一	3,287	3,464	6,751	4	0	4	13	17	30	0	0	0	17	17	34	3	1	4	3	1	4	38	45	83	0	0	0	3,308	3,492	6,800									
25 宮竹第二	2,013	2,068	4,081	1	1	2	6	2	8	0	0	0	7	3	10	3	2	5	2	2	4	27	28	55	0	0	0	2,034	2,093	4,127									
26 高木	1,955	2,107	4,062	1	2	3	9	2	11	0	0	0	10	4	14	5	6	11	4	5	9	28	18	46	0	0	0	1,974	2,122	4,096									
27 井尻第一	1,032	1,109	2,141	1	0	1	4	7	11	0	0	0	5	7	12	0	0	0	2	1	3	15	20	35	0	0	0	1,040	1,121	2,161									
28 井尻第二	1,147	1,339	2,486	1	0	1	3	6	9	0	0	0	4	6	10	0	2	2	3	4	7	18	22	40	0	0	0	1,158	1,353	2,511									
29 日佐	2,929	3,174	6,103	3	6	9	8	3	11	0	0	0	11	9	20	1	2	3	1	3	4	34	32	66	0	0	0	2,952	3,196	6,148									
30 大池	1,747	2,080	3,827	2	0	2	7	5	12	0	0	0	9	5	14	2	2	4	0	2	2	13	14	27	0	0	0	1,753	2,089	3,842									
31 寺塚	1,970	2,427	4,397	0	3	3	1	5	6	0	0	0	1	8	9	5	6	11	4	2	6	12	16	28	0	0	0	1,982	2,439	4,421									
32 東高宮	3,827	5,184	9,011	0	1	1	8	11	19	0	0	0	8	12	20	2	1	3		10	18	44	50	94	0	0	0	3,857	5,213	9,070									
33 横手	3,309	3,616	6,925	2	1	3	11	11	22	0	0	0	13	12	25	4	8	12	4	3	7	31	26	57	0	0	0	3,327	3,635	6,962									
34 鶴田	2,772	3,133	5,905	2	1	3	5	1	6	0	0	0	7	2	9	2	3	5	0	2	2	25	25	50	0	0	0	2,792	3,157	5,949									
35 老司	3,268	3,830	7,098	2	3	5	5	3	8	0	0	0	7	6	13	2	3	5	4	6	10	29	33	62	0	0	0	3,288	3,854	7,142	0	0	0	0	0	0	6	6	12
36 弥永	2,284	2,754	5,038	1	0	1	3	3	6	0	0	0	4	3	7	2	0	2	2	0	2	9	12	21	0	0	0	2,289	2,763	5,052	※老司を指定在外選挙投票区に指定 （法30条の3②） （福岡県第5区の選挙区に属する区域）								
37 弥永西	3,300	3,611	6,911	0	2	2	5	15	20	0	0	0	5	17	22	3	0	3	3	1	4	44	28	72	0	0	0	3,339	3,621	6,960									
計	99,135	117,215	216,350	54	63	117	253	267	520	0	0	0	307	330	637	122	150	272	109	129	238	1,013	1,053	2,066	0	0	0	99,854	117,959	217,813	0	0	0	0	0	0	54	91	145

議案第16号

福岡県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定め、告示する。

令和5年3月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第144条の2及び福岡県議会議員選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年福岡県条例第34号）第1条の規定による。

議案第17号

福岡市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和5年4月9日執行の福岡市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定め、告示する。

令和5年3月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第144条の2及び福岡市選挙ポスター掲示場設置条例(昭和58年福岡市条例第5号)第1条の規定による。

議案第18号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における南区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和5年3月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

期 日 前 投 票 所	設 置 期 間
福岡市南区塩原三丁目25番1号 福岡市南区役所2階大会議室	令和5年4月1日から 令和5年4月8日まで
福岡市南区野多目五丁目31番1号 福翔高等学校セミナーハウス1階研修室	令和5年4月1日及び 令和5年4月2日
福岡市博多区那珂六丁目23番1号 ららぽーと福岡1階メディアパーク	令和5年4月1日から 令和5年4月8日まで
福岡市中央区天神二丁目2番43号 ソラリアプラザ1階ソラリアゼファ	令和5年4月1日から 令和5年4月8日まで

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

議案第19号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和5年3月1日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

1 開く時刻及び閉じる時刻の変更を行う期日前投票所並びに当該時刻

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
福翔高等学校セミナーハウス1階研修室	午前10時	午後6時
ららぽーと福岡1階メディアパーク	午前10時	午後7時
ソラリアプラザ1階ソラリアゼファ	午前10時	午後7時

2 変更理由

福翔高等学校セミナーハウス1階研修室、ららぽーと福岡1階メディアパーク及びソラリアプラザ1階ソラリアゼファについては、増設設置するものであり、南区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第2項の規定による。